

道路占用掘削許可条件

道路の占用掘削の許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 占有者は、道路に設置した占有物件の維持管理に努め、破損、汚損等によって美観、交通その他道路管理上支障をきたさないこと。
- 2 工事前に必ず道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定に基づき所轄警察署長の道路使用許可を受けること。また、所轄消防署長に道路工事等届出書を提出すること。
- 3 道路占用掘削工事着手届を着手に先だち提出し、道路占用掘削工事完成届に別途指示した工事写真添付の上、完成後3日以内に市長に提出し検査を受けなければならない。
- 4 工事施工に際し、当該道路の道路境界や権利関係等について確認するとともに、付近住民、地元自治会及び各学校長にあらかじめ工事概要を周知し、協力を求めたのちに着手すること。
- 5 電線、水管、下水道管、ガス管を埋設する場合は、埋設管上に表示文字等が長期にわたり退色しない次の色別のビニールその他のテープに名称、管理者、埋設年、その他保安上必要な事項について、おおむね2メートル以下の間隔で明示すること。

下水道管－茶色 水管－青色 ガス管－緑色 電話線－赤色 電力線－オレンジ色 工業用水管－白色

- 6 側溝等の構造物下を掘削する場合は、えぐり掘の方法によらず、構造物を一時撤去するか又は推進の方法で行い、撤去した構造物は埋戻転圧を確実に行ったのち原形復旧すること。
- 7 掘削により路面の排水を妨げない措置を講ずること。
- 8 試掘等により地下埋設物の位置を確認し、他事業管理者の埋設管が露出した場合並びに他事業管理者の埋設管及び表示物を損傷した場合は、すみやかに当該事業管理者に連絡し、その指示に従って措置を講ずること。
- 9 舗装道の切断は、切断機を使用すること。
- 10 路面の復旧は、埋戻しを確実に行ったのち即日施工すること。即日施工できない場合は、周囲の路面との段差を生じないように仮舗装を行い、又は覆工を行う等の措置を講ずること。なお、道路を開放できない場合は、囲い、さく等保安施設を設置し、道路の交通に著しい支障をきたすことのないようにすること。
- 11 工事終了後は路面の清掃を行うこと。
- 12 路面復旧の際、すでに表示されていた道路標示については、速やかに復元すること(仮復旧の際も同様とする)。なお、道路標示はトラフィックペイント溶着で復旧のこと。
- 13 年末に行う掘削工事は、12月最後の開庁日から2日前(土日、祝日を含まず)までには開放することとし、その前日までには現場内の整理整頓を行い、車両等の通行に支

障とならないよう十分な措置を講じること。また、年始の工事は1月4日以降にかかること。

- 1 4 年度末、ゴールデンウィーク期間及びお盆休み期間については、混雑が予想される場合には、交通規制を伴う工事の抑制に努めること。
- 1 5 工事中の工事現場及び周辺の交通管理については、所轄警察署長からの道路使用許可条件を遵守すること。また、交通整理、迂回路、標識の整備等について十分な措置を講ずること。
- 1 6 工事施工の際、必要な保守施設を設置するほか、工事区間の起終点に工事標示板を設置すること。設置の方法については、「道路工事現場における保安施設の設置基準(平成19年4月制定)」によること。
- 1 7 工事中は、保安員(交通誘導員)等を配置し、歩行者の安全確保に努めること。
- 1 8 工事中、工事区域外の道路に工事用資材、掘削土砂等を置かないこと。また、工事用資材や重機類は通行の用に供する部分及び人家の前に放置せず、その管理について十分注意すること。
- 1 9 道路の通行者が誤って工事区域内に立ち入ることがないようにフェンス等を設置するとともに、工事区域以外では作業を行わないこと。
- 2 0 工事現場における保守施設は堅固な構造であって常時保安点検を行うほか、夜間にあっては遠方から確認し得る照明又は反射装置を設けること。
- 2 1 工事現場には監督員を配置して、工事の安全かつ円滑な実施に努めるとともに、道路の通行者や付近住民から寄せられる問い合わせに丁寧に対応すること。
- 2 2 道路の工事中又は占用に起因して道路を損傷したときは、道路を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、第三者に損害を与え又は第三者から苦情があったときは、その損害を賠償又は苦情処理の措置を講ずること。
- 2 3 その他、工事現場の状況に応じ、必要な安全管理対策を実施し、適切な施工に努めること。
- 2 4 その他施工中疑義を生じたときは、道路管理者と協議の上処理すること。
- 2 5 占用の必要がなくなったときは、占用物件の除去を行うと共に道路占用廃止届を提出すること。なお、除去に際し、路面の復旧を伴う場合は、事前に道路占用掘削許可を受けること。
- 2 6 将来、道路管理者において占用物件の移設、除去等の必要を認めたときは、別に協議した場合のほか、占用者の負担において施工すること。
- 2 7 占用許可期間中に占用料の改正が行われた場合には、改正後の占用料を納入金額とする。
- 2 8 上記各項のほか、道路法(昭和27年法律第180号)、道路法施行令(昭和27年政令第479号)等関係法令、建設工事公衆災害防止対策要綱及び相模原市道路占用規則(昭和54年相模原市規則第25号)等を遵守すること。